

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たの翌日)
に当そ
は休日は
がと日
る翌日

基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定により告示する。

平成三年十二月十日

目 次

◇告示 保険医療機関等の指定（保険課）

土地改良法による換地計画の決定（三件）（農村整備課）

土地改良事業の認可申請の適否の決定（〃）

地区画整理事業の事業計画の認可（都市計画課）

都市計画法第六十六条による告示（二件）（〃）

◇公安告示 遊技機の型式の検定（防犯少年課）

平成二年四月鳥取県告示第四百四十二号中訂正
平成三年十一月鳥取県告示第八百二十号中訂正

告 示

鳥取県告示第八百四十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
芦川外科医院	鳥取市西品治七四九一三	平成三年十一月十五日
堀内診療所	鳥取市田園町四丁目三八七	〃
田中医院	倉吉市上井町二丁目九一一	〃
菊川医院	八頭郡用瀬町大字別府一〇一	平成三年十一月十八日
清水歯科医院	鳥取市湯所町二丁目三三一	平成三年十一月二十日
山本歯科医院	鳥取市扇町一二七	平成三年十一月二十一日
近藤医院	米子市大篠津町四六九四	平成三年十一月十六日
山本調剤薬局	鳥取市湖山町北一丁目四六三	〃
所 フェライト診療	鳥取市岩倉一〇一	平成三年十二月一日

平成3年12月10日 火曜日

鳥取県公報

鎌沢産婦人科医院	米子市熊党一四二一七	利害関係人は、この告示に係る換地計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に農林水産大臣に審査請求をすること。
北岡病院	倉吉市明治町一〇三二一五	"
岡本歯科医院	米子市加茂町一丁目三六	"
米沢薬局	八頭郡河原町大字長瀬四五一	"
	一四	"

鳥取県告示第八百五十号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、国営土地改良事業に係る大山山麓地区第二一三工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成三年十二月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
- 二 換地計画書の写し
- 三 縦覧に供する期間
- 四 審査請求

平成三年十二月十一日から二十日間

名和町役場

平成三年十二月十一日から二十日間

名和町役場

利害関係人は、この告示に係る換地計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に農林水産大臣に審査請求をすること。

鳥取県告示第八百五十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、国営土地改良事業に係る大山山麓地区第二一五工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成三年十二月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
- 二 換地計画書の写し
- 三 縦覧に供する期間
- 四 審査請求

平成三年十二月十一日から二十日間

名和町役場

平成三年十二月十一日から二十日間

名和町役場

鳥取県告示第八百五十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、国営土地改良事業に係る大山山麓地区第六十二工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成三年十二月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成三年十二月十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 審査請求

利害関係人は、この告示に係る換地計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に農林水産大臣に審査請求をすること。

鳥取県告示第八百五十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十条第一項の規定に基づき、鳥取新都市土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり

羽合町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）光吉地区農道整備及び農業用用排水）の認可申請については、審

鳥取県告示第八百五十三号

査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成3年十二月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 土地区画整理事業の名称 鳥取新都市土地区画整理事業	二 施行者の住所及び名称 東京都千代田区霞が関三丁目八一一 地域振興整備公団 総裁 福島量一 代理人 鳥取市川端一丁目一〇八	三 事業施行期間 所長 福永昌徳	第一工区 昭和六十三年十月二十八日から 平成十三年三月三十一日まで	変更なし
		事業施行期間 変更なし	変更なし	
		変更なし	第三一二工区 昭和六十三年十月二十八日から 平成三年三月三十一日まで	変更なし
		変更なし	第三一一工区 昭和六十三年十月二十八日から 平成四年三月三十一日まで	変更なし

第二一一工区 昭和六十三年十月二十八日から 平成二年十月二十日まで	第三一二工区 昭和六十三年十月二十八日から 平成三年三月三十一日まで	第三一一工区 昭和六十三年十月二十八日から 平成四年三月三十一日まで	第三一二工区 昭和六十三年十月二十八日から 平成五年三月三十一日まで	第三一一工区 昭和六十三年十月二十八日から 平成六年三月三十一日まで
第一工区 昭和六十三年十月二十八日から 平成元年十二月三十日まで	第二工区 昭和六十三年十月二十八日から 平成十三年三月三十一日まで	第三工区 昭和六十三年十月二十八日から 平成十二年三月三十一日まで	第四工区 昭和六十三年十月二十八日から 平成七年三月三十一日まで	第五工区 昭和六十三年十月二十八日から 平成五年三月三十一日まで
第六工区 昭和六十三年十月二十八日から 平成六年三月三十一日まで				

第七工区	昭和六十三年十月二十八日から 平成二年十月二十日まで	昭和六十三年十月二十八日から 平成七年三月三十一日まで	第四工区	昭和六十三年十月二十八日から 平成六年三月三十一日まで	第八工区	昭和六十三年十月二十八日から 平成六年三月三十一日まで	
第十五工区	昭和六十三年十月二十八日から 平成九年三月三十一日まで	第九工区	変更なし	第十六工区	昭和六十三年十月二十八日から 平成八年三月三十一日まで	第十四工区	昭和六十三年十月二十八日から 平成九年三月三十一日まで
第十一工区	昭和六十三年十月二十八日から 平成八年三月三十一日まで	第十工区	変更なし	第十七工区	昭和六十三年十月二十八日から 平成十年三月三十一日まで	第二十工区	昭和六十三年十月二十八日から 平成十二年三月三十一日まで
第十二工区	昭和六十三年十月二十八日から 平成八年三月三十一日まで	第五工区	昭和六十三年十月二十八日から 平成十年三月三十一日まで	第十八工区	昭和六十三年十月二十八日から 平成十年三月三十一日まで	第六工区	昭和六十三年十月二十八日から 平成十二年三月三十一日まで
第十三工区	昭和六十三年十月二十八日から 平成九年三月三十一日まで	第四工区	昭和六十三年十月二十八日から 平成七年三月三十一日まで	第十九工区	昭和六十三年十月二十八日から 平成十一年三月三十一日まで	第二十一工区	昭和六十三年十月二十八日から 平成十一年三月三十一日まで

四

施行地区の区域		変更前		変更後	
		第八工区	第二十二工区	第六十一工区	第二十一工区
	昭和六十三年十月二十八日から 平成十三年三月三十一日まで	昭和六十三年十月二十八日から 平成十三年三月三十一日まで	変更なし	変更なし	変更なし

部	第一工区 鳥取市香取字小山谷堤下、字小 山谷西側、字小山谷、字元結西側、 字袋谷口、字元結堤ノ下、字元結 堤下、字權現、字宮ヶ鼻、字袋谷 及び字元結谷丸山の各一部	変更なし	第一工区 鳥取市香取字小山谷堤下、字小 山谷西側、字小山谷、字元結西側、 字袋谷口、字元結堤ノ下、字元結 堤下、字權現、字宮ヶ鼻、字袋谷 及び字元結谷丸山の各一部	変更なし	第一工区 山字菖蒲谷、字二ツ橋、字新前田、 字長谷、字山建平、字山立平、字 芳ヶ谷、字蝦谷、字海老谷、字池 ノ平、字芦谷、字細谷、字奥山立 平、字治郎谷、字獻上谷、字犬聲 谷、字本谷口、字洞ヶ谷、字奥岩 丸木、字峯寺越谷、字狼谷、字小 狼谷、字大寺谷、字洞道谷、字圓 本、字置本及び字私都谷、紙子谷 字門上谷及び字門所谷、海藏寺字 池ノ谷並びに若葉台南七丁目の各 一部
	第二十一工区 鳥取市香取字袋谷口、字元結谷 丸山、字袋谷及び字元結口の各一 字元結深谷、字奥袋谷、字袋谷、 字元結堤ノ下、字元結、 字袋谷口、字宮ヶ鼻、字權現、字 元結口、字元結堤ノ下、字元結、 字袋谷口、字元結谷丸山並びに 生山字松ヶ谷、字捨樋谷、字大堤、 字高烟、字穴田、字水堤、字大池 平、字大休、字芋谷、字芋山、字 坪瀬平、字砥石場、字乳母谷、 字本谷、字砥石場平、字池ノ鳴、 字若丸木平、字小寺谷、字寺谷、 字大休ミ及び字坪瀬谷の各全部 並びに香取字小山谷堤下、字小山 谷西側、字小山谷、字元結西側、 字袋谷口、字元結堤ノ下、字元結 堤下、字權現、字宮ヶ鼻、字袋谷 及び字元結谷丸山の各一部	変更なし	第二十一工区 鳥取市香取字袋谷口、字元結谷 丸山、字袋谷及び字元結口の各一 字元結深谷、字奥袋谷、字袋谷、 字元結堤ノ下、字元結、 字袋谷口、字宮ヶ鼻、字權現、字 元結口、字元結堤ノ下、字元結、 字袋谷口、字元結谷丸山並びに 生山字松ヶ谷、字捨樋谷、字大堤、 字高烟、字穴田、字水堤、字大池 平、字大休、字芋谷、字芋山、字 坪瀬平、字砥石場、字乳母谷、 字本谷、字砥石場平、字池ノ鳴、 字若丸木平、字小寺谷、字寺谷、 字大休ミ及び字坪瀬谷の各全部 並びに香取字小山谷堤下、字小山 谷西側、字小山谷、字元結西側、 字袋谷口、字元結堤ノ下、字元結 堤下、字權現、字宮ヶ鼻、字袋谷 及び字元結谷丸山の各一部	変更なし	第二十一工区 山字菖蒲谷、字二ツ橋、字新前田、 字長谷、字山建平、字山立平、字 芳ヶ谷、字蝦谷、字海老谷、字池 ノ平、字芦谷、字細谷、字奥山立 平、字治郎谷、字獻上谷、字犬聲 谷、字本谷口、字洞ヶ谷、字奥岩 丸木、字峯寺越谷、字狼谷、字小 狼谷、字大寺谷、字洞道谷、字圓 本、字置本及び字私都谷、紙子谷 字門上谷及び字門所谷、海藏寺字 池ノ谷並びに若葉台南七丁目の各 一部

第三一二工区	鳥取市香取字袋谷口、字元結谷 丸山、字袋谷、字元結堤ノ下、字元結深谷、字元結口及び字奥袋谷の各一部					変更なし	
第三一一工区	鳥取市香取字元結口、字元結谷 丸山、字袋谷、字元結深谷及び字奥袋谷並びに生山字長谷の各一部					変更なし	
第三一二工区	鳥取市香取字袋谷及び生山字長谷の各一部					変更なし	
第六一工区	鳥取市紙子谷字門上谷及び字門所谷並びに生山字松ヶ谷、字捨樋谷及び字長谷の各一部					変更なし	
第四工区	鳥取市紙子谷字門上谷及び字門所谷並びに海藏寺字池ノ谷の各一部					変更なし	
第五工区	鳥取市生山字長谷の一部					変更なし	
第六工区	鳥取市生山字小寺谷、字寺谷、字岩丸木平、字砥石場平、字乳母谷、字本谷、字砥石場、字坪覆平、字坪覆谷及び大堤の各全部並びに生山字松ヶ谷、字捨樋谷、字長谷、字新前田、字大池平、字大休、字海老谷、字蝦谷、字細谷、字治郎谷、字獻上谷、字本谷口、並びに生山字松ヶ谷、字捨樋谷、字坪覆平の各一部					字長谷、字新前田、字大池平、字大休、字海老谷、字蝦谷、字細谷、字治郎谷、字獻上谷、字本谷口、字犬聲谷、字芦谷、字洞ヶ谷、字奥岩丸木、字峯寺越谷、字狼谷、字小狼谷、字大寺谷、字水堤、字洞道谷、字圓本、字質本及び字大休ミ並びに香取字袋谷及び元結口の各一部	
第七工区	鳥取市香取字小山谷、字元結西側、字元結堤下タ、字元結、字元結深谷及び字袋谷口並びに若葉台南七丁目の各一部					変更なし	
第四工区	鳥取市生山字小寺谷、字寺谷、字岩丸木平、字砥石場平、字乳母谷、字本谷、字砥石場、字坪覆平、字坪覆谷及び大堤の各全部並びに生山字松ヶ谷、字捨樋谷、字長谷、字新前田、字大池平、字大休、字海老谷、字蝦谷、字細谷、字治郎谷、字獻上谷、字本谷口、並びに生山字松ヶ谷、字捨樋谷、字坪覆平の各一部					字大寺谷、字寺谷及び字坪覆平	
第九工区	鳥取市生山字長谷、字大寺谷、字坪覆平及び字寺谷の各一部					鳥取市生山字寺谷、字本谷口、並びに生山字松ヶ谷、字捨樋谷、字長谷、字新前田、字大池平、字大休、字海老谷、字蝦谷、字細谷、字治郎谷、字獻上谷、字本谷口、並びに生山字松ヶ谷、字捨樋谷、字坪覆平	
第十工区	鳥取市生山字寺谷、字本谷口、並びに生山字松ヶ谷、字捨樋谷、字長谷、字新前田、字大池平、字大休、字海老谷、字蝦谷、字細谷、字治郎谷、字獻上谷、字本谷口、並びに生山字松ヶ谷、字捨樋谷、字坪覆平						

字犬聲谷、字芦谷、字洞ヶ谷、字
奥岩丸木、字峯寺越谷、字狼谷、字

及び字岩丸木平の各一部

字小狼谷、字大寺谷、字水堤、字
洞道谷、字圓本、字匱本及び字大
休ミ並びに香取字袋谷及び元結口

の各一部

第十一工区
鳥取市生山字寺谷、字圓本、字

小狼谷、字峯寺越谷、字小寺谷、
字大寺谷、字岩丸木平及び字奥岩

丸木の各一部

第十二工区

鳥取市生山字圓本、字狼谷、字
小狼谷、字峯寺越谷及び字小寺谷
の各一部

第十三工区

鳥取市生山字木谷、字寺谷、字
岩丸木平及び字砥石場平の各一部

第十四工区

鳥取市生山字砥石場、字海老公、
字本谷、字治郎谷及び字蝦谷の各
一部

第十五工区

鳥取市生山字乳母谷の全部並び
に字本谷、字芦谷、字洞道谷、字
岩丸木平、字奥岩丸木、字砥石場
平、字本谷口、字治郎谷及び字獻

上谷の各一部

第十六工区
鳥取市生山字犬聲谷、字芦谷、
字洞道谷、字洞ヶ谷、字本谷口及
び字獻上谷の各一部

第五工区

鳥取市生山字高畑、字穴田、字
池ノ鳴、字幸谷及び字幸山の各全
部並びに生山字大池平、字山建平、
字山立平、字水堤、字大休ミ、字

第十八工区
変更なし

蝦谷、字海老公、字細谷、字奥山
立平、字狸谷、字奥山立、字奥山
立口、字池ノ平、字芳ヶ谷、字新
前田及び字私都谷の各一部

第十九工区

鳥取市生山字小寺谷、字寺谷、
字岩丸木平、字砥石場平、字乳母
谷、字本谷、字砥石場、字坪瀬
平、字坪瀬 谷及び大堤の各全部

鳥取市生山字坪瀬 谷及び字大
休ミ並びに字新前田、字砥
石場、字長谷、字水堤、字坪瀬
平、字大池平、字捨樋谷、字蝦谷、
字坪瀬

並びに生山字松ヶ谷、字捨樋谷、 字長谷、字新前田、字大池平、字 大休、字海老谷、字蝦谷、字細谷、 字治郎谷、字獻上谷、字本谷口、 字大聲谷、字芦谷、字洞ヶ谷、字 奥岩丸木、字峯寺越谷、字狼谷、 字小狼谷、字大寺谷、字水堤、字 洞道谷、字圓本、字賣本及び字大 休ミ並びに香取字袋谷及び元結口 の各一部	字松ヶ谷、字大堤及び字大休ミの 各一部
第六一一工区 鳥取市紙子谷字門上谷、生山字 菖蒲谷、字二ツ橋、字松ヶ谷、字 捨樋谷及び字新前田並びに海藏寺 字池ノ谷の各一部	第二十工区 鳥取市紙子谷字門上谷、生山字 菖蒲谷、字二ツ橋、字松ヶ谷、字 捨樋谷及び字新前田並びに海藏寺 字池ノ谷の各一部
第六一一工区 鳥取市紙子谷字門上谷及び字門 所谷並びに生山字松ヶ谷、字捨樋 谷及び字長谷の各一部	第二十一工区 鳥取市生山字捨樋谷、字松ヶ谷、 字門上谷、字長谷及び字門所谷の 各一部
第八工区 鳥取市香取字袋谷口、字小山谷 及び元結西側の各一部	第二十二工区 変更なし

鳥取県告示第八百五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、羽合都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

平成三年十二月十日

鳥取県知事

西

尾

邑

次

一 施行者の名称

鳥取県

二 都市計画事業の種類及び名称

五 事務所の所在地

鳥取市川端一丁目一〇八 地域振興整備公團鳥取都市開発事務所内

六 施行認可の年月日

昭和六十三年十月二十八日

七 事業年度

四月一日から翌年三月三十日まで

八 公告の方法

事務所の掲示板に掲示する。

九 変更認可の年月日

平成三年十二月五日

羽合都市計画公園事業 九・七・一號東郷湖羽合臨海公園
三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇

四 事業地の所在

鳥取市東町一丁目二二〇

四 事業地の所在

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

東伯郡羽合町大字宇野字西又ノ二地内

鳥取県告示第八百五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、東郷都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

平成三年十二月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

鳥取県

二 都市計画事業の種類及び名称

東郷都市計画公園事業 九・七・一號東郷湖羽合臨海公園

三 事務所の所在地

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二百七号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成三年十二月十日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	ファーバーフラッシュ	株式会社三井

鳥 取 県 公 報

"	シェフGPII	"	"	ダイバー	"
"	エトワールI	"	"	ガンジー北京	"
"	ファーバークリスタル	株式会社大同	"	スマニッシュスター	"
"	ブルドッグDI	"	"		
"	コスマクラフトDII	"	"		
"	バーンバーンマニI	株式会社三洋物産	"		
"	バーンバーンバーン	"	"		
"	マンハッタンV	"	"		
"	エキサイトカップ	株式会社ニューギン	"		
"	ヴィーナス3	"	"		
"	赤ちゃん2	株式会社まさむら遊機	"		
"	タートルランナー	"	"		
"	ニューニーNX-SP	株式会社ソフィア	"		
"	ニューナノームP-2	"	"		
"	ペタンゴ星人P-3	"	"		
"	カッ飛び7	株式会社平和	"		

平成二年四月鳥取県告示第四百四十二号（土地改良区の役員の就任について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

正誤表

頁	段	行	誤	正
二	下	後ろから	松山	輝 杉山 輝
二	上	倉医院	今田歯科医院岩	今田歯科和倉医